

「マイナンバー制度の特定個人情報保護評価書（地方税事務）（再評価案）」に  
関する意見募集の実施結果について

1 概要

地方税事務を行うために保有する特定個人情報ファイル(マイナンバーを含む個人情報ファイル)の概要や当該ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策などを記載した特定個人情報保護評価書について、特定個人情報ファイルを取り扱う委託事務を追加することに伴い再評価を実施するため、市民の皆様から意見を募集いたしました。

その結果、1人の方から1件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 平成30年2月15日（木）～平成30年3月16日（金）
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、市民税課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（橋本・城山・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、出張所、公民館（青根・沢井公民館を除く）、図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

		意見数	1人(1)件
内 訳	直接持参		0人(0)件
	郵送		0人(0)件
	ファクス		0人(0)件
	電子メール		1人(1)件

(2) 本意見に対する本市の考え方の区分

- ア：評価書等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
①	委託業務におけるリスクについて	1				1
合計		1				1

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
①委託業務におけるリスクについて			
1	<p>評価書に記載されていない「委託先選定後の業務実施時における重大リスクと対策」について意見を述べる。</p> <p><b>【委託業務におけるリスク】</b> 委託業務の履行、物品の納入において、委託先が故意若しくは過失により粗雑に委託の履行、又は仕様書に定められた事項に関し不正な行為を行うリスク</p> <p><b>【委託業務におけるリスク対策】</b> 1. 委託者（市）の所管業務管理者は、委託業務は本来市が行う業務であることを念頭に、トラブル発生時に、その責任を委託業者任せにしないこと。 2. 委託者（市）の所管業務管理者は、業務遂行にあたり、例外事象を含む全事象を包含したあらゆる種類の試験用データおよび想定結果を計画準備し、試験結果を委託者、委託先双方共同して入念に漏れなくシステムの信頼性、安全性及び効率性を確認するなど、万全の準備を行うこと。</p>	<p>特定個人情報保護評価書につきましては、特定個人情報の取扱いに関するリスクとその対策を記載するものであるため、委託業務全般に係るリスク対策等を評価書に記載はしておりません。</p> <p>ご意見のとおり、委託業務の実施については、様々なリスクが存在し、その対策が重要であると認識しております。</p> <p>個人情報の取扱いに関する委託業務につきましては、委託事業者への検査、監督等をはじめ、相模原市個人情報取扱委託基準に基づき、業務の適正な執行に努めているところです。</p> <p>引き続き、適正な執行に努めてまいります。</p>	エ

	<p>3. 委託者（市）の所管業務管理者は、業務遂行の途中において、遂行状況の監査を業務遂行現場において随時実施すること。</p> <p>4. 委託者（市）の所管業務管理者は、委託先からの物品の納入にあたり、物品の品質及び数量の確認を必ず実施すること。</p> <p>上記2，3，4の確認結果に基づき、委託先に期限を設けて改善指示を行うこと。</p> <p>改善結果報告を受けて、改善指示が正しく期限までに行われているか確認すること。</p>		
--	---	--	--